

平成 28 年 4 月 21 日

介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について(意見)

公益社団法人 日本看護協会

消費税率 10%への引上げに伴う介護分野における対応については、介護保険サービスの安定した供給が妨げられることのないよう、サービス事業者の負担増に配慮し、所要の対応策を講じるよう要望いたします。

特に、これから地域包括ケアの基盤となる訪問看護等の居宅サービス、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについては、中小規模の事業者が多いこと、今後の設備投資に伴い高額な消費税負担の発生も見込まれることから、実態をふまえた税負担の軽減策が必要です。

以下、ヒアリング項目について意見を申し述べます。

1. 消費税率8%へ引上げ時の対応の評価

前回の消費税率引上げ時における介護報酬上の対応手法は、概ね適切であったと評価する。次回 10%への引上げ時においても前回の対応手法を踏襲し、介護報酬基本単位数への消費増税分上乗せに加え、各種加算についても上乗せを実施し、各サービスの提供実態をふまえた対応を行うよう要望する。

2. 消費税率10%へ引上げへの対応に関する意見

1)介護報酬への反映について

前回引上げ時の対応手法を踏襲し、消費増税分については基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算についても上乗せを行うよう要望する。

尚、前回引上げ時に各サービスの費用構造の推計根拠とした「平成 25 年度介護事業経営概況調査」等では、定期巡回サービスや看護小規模多機能型居宅介護など有効回答数の少ないサービスについて、類似サービスの数値を援用した推計を行っている。

これらのサービスについては、実態把握に向け平成 28 年度介護事業経営概況調査の十分な有効回収数の確保に努めるとともに、前回調査との慎重な比較検証にもとづいて対応を検討されたい。

2)区分支給限度基準額への反映について

消費税率 10%への引上げにより、在宅療養する中重度要介護者が不利益を被ることのないよう、ケアマネジメントが適切に実施されることを前提とした上で、区分支給限度基準額については前回対応時と同様に、消費税増税の影響分相当を引き上げる必要がある。